

仙台市宅地保全審議会について

■ 審議会の役割（仙台市宅地保全審議会条例第 2 条）

- ① 宅地造成工事規制区域の指定に関する審議
- ② 宅地造成工事規制区域内の宅地において、災害防止のために所有者等へ改善命令を行う際の技術的専門事項の審議
- ③ その他、宅地保全に関する重要な事項の審議

■ 主な審議及び報告事項

【宮城県沖地震】

- ・ 昭和 53 年 7 月から昭和 59 年 10 月にかけて、計 7 回開催
- ・ 被害が甚大だった緑ヶ丘地区を中心に、復旧方法や地区全体の災害対策について審議

【宅地造成工事規制区域の指定】

- ・ 平成 6 年 7 月に三次指定（6,004.89ha）

【東日本大震災】

- ・ 平成 23 年 6 月から平成 26 年 10 月にかけて、計 8 回開催
- ・ 被害が甚大だった地区の変状メカニズムや復旧方法について審議

仙台市宅地保全審議会 技術専門委員会について

■ 委員会の役割（仙台市宅地保全審議会条例第 7 条）

- ① 技術的専門事項に係る特別な事項の審議

■ 主な審議及び報告事項

【東日本大震災】

- ・ 平成 23 年 6 月から平成 26 年 10 月にかけて、計 12 回開催
- ・ 被害が甚大だった地区の変状メカニズムや復旧方法について審議